

## 令和8年度高槻市教育・保育施設等物価高対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高槻市補助金交付規則（高槻市規則第290号）に定めるもののほか、令和8年度高槻市教育・保育施設等物価高対策支援金（以下「支援金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 市は、市内の民間保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所（以下「教育・保育施設等」という。）で、エネルギー・食料品価格等の物価高騰等の影響を受けている教育・保育施設等が事業を継続するにあたって増大している費用の負担を軽減し、もって利用者が安心して教育・保育サービスを利用できるよう、予算の範囲内において、この支援金を交付するものとする。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、施行日時点において、市内で次の各号に掲げる教育・保育施設等で本市以外が設置するものを運営する事業者とする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条の特定教育・保育施設
- (2) 法第29条の特定地域型保育を実施する事業所
- (3) 学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）第1条に規定する幼稚園（第1号に該当するものを除く。）

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 前条第1号又は第3号に該当する保育所、認定こども園及び幼稚園（分園を除く）  
1園当たり20万円
- (2) 前条第2号に該当する小規模保育事業所及び事業所内保育事業所  
1園当たり10万円

(交付の申請等)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和8年度高槻市教育・保育施設等物価高対策支援金交付申請書（様式第1号）を市長の指定する日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、支援金の適正な交付のため必要があると認めるときは、申請者の不利益とならない範囲内において、申請の内容に修正を加えることができるものとする。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による支援金の交付の申請があったときは、次に掲げる事項を審査し、申請があった日から30日以内に申請に係る支援金の交付の可否を決定するものとする。

- (1) 法令、条例及び規則並びにこの要綱に違反していないこと。
- (2) 申請の目的及び内容が適正であること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、支援金の交付を決定したときは、令和8年度高槻市教育・保育施設等物価高対策支援金交付決定通知書（様式第2号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

3 市長は、支援金を交付しない旨の決定をしたときは、令和8年度高槻市教育・保育施

設等物価高対策支援金不交付決定通知書（様式第3号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

4 市長は、支援金の交付を決定するに当たり、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 市長が支援金の交付の目的を達成するため、第2項の規定による通知を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）に対して報告を求め、又は市職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは質問させる必要があると認めたときは、これらに協力すること。

(2) 法令、条例及び規則並びにこの要綱を遵守すること。

5 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要がある場合には、前項に定める条件のほか必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第7条 補助事業者は、前条第2項の規定による通知を受けた場合において、当該通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に限り、申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請の取下げは、令和8年度高槻市教育・保育施設等物価高対策支援金交付申請取下書（様式第4号）を市長に提出することにより行わなければならない。

3 第1項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る支援金の交付の決定はなかったものとみなす。

（実績報告、支援金の額の確定）

第8条 この支援金は、第5条第1項に定める申請書の提出をもって実績報告書の提出に代え、第6条に定める交付の決定をもって額を確定したものとみなす。

（支援金の交付）

第9条 補助事業者は、支援金の交付を受けようとするときは、令和8年度高槻市教育・保育施設等物価高対策支援金交付請求書（様式第5号）を市長の指定する日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の交付請求書を受けた日から30日以内に支援金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した支援金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正な手段により支援金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) この要綱又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による交付決定の取消しを行ったときは、その旨を令和8年度高槻市教育・保育施設等物価高対策支援金交付決定取消通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

3 第1項の規定による返還の命令（以下「返還命令」という。）は、令和8年度高槻市教育・保育施設等物価高対策支援金返還命令書（様式第7号）により行うものとする。

（加算金）

第11条 返還命令を受けた者は、支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還命令に係る額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）につき、年7.3パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りではない。

（譲渡等の禁止）

第12条 補助事業者は、支援金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（理由の掲示）

第13条 市長は、第9条第1項の規定による交付決定の取消し、返還命令その他のこの要綱に基づく指示をするときは、補助事業者に対し、その理由を掲示するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、所管部長が定める。

(有効期限)

第15条 この要綱は、令和9年3月31日に効力を失う。

附則

この要綱は、令和8年5月19日から実施する。